

**障害者自立支援法における**

**居宅介護事業所**

**重度訪問介護事業所**

**行動援護事業所**

**指定基準**

**平成19年8月**

**神奈川県保健福祉部障害福祉課**

# 用語の説明

## 用語の定義

<p>常勤換算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 従業者の「勤務延べ時間数」を当該事業所の常勤の従業者が従事すべき時間数で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</li> <li>□ 1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>週40時間勤務を就業規則とする事業所の場合の例（小数点第二位を切捨）</p> <p>週35時間の非常勤が一人 = 35/40</p> <p>週30時間の非常勤が一人 = 30/40</p> <p>週40時間の常勤が一人の場合 = 40/40</p> <p style="text-align: center;">105 ÷ 40 = 2.6</p> </div>
<p>勤務延べ時間数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 勤務表上、指定に係る事業においてサービスの提供に従事する時間又はサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。</li> <li>□ なお、従業者一人につき、勤務延べ時間数に算入できる時間数は、指定に係る事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</li> </ul>
<p>常勤</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 指定に係る事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していること。</li> <li>□ 同一事業者によって指定に係る事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>（例）A法人がB指定居宅介護事業所をC指定生活介護事業所に併設して設置している場合</p> <p>B指定居宅介護事業所の管理者とC生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば常勤の要件を満たすことになる。</p> </div>
<p>専ら従事する 専ら提供にあたる 専従</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原則としてサービスの提供時間帯を通じて指定に係るサービス以外の職務に従事しないことをいう。</li> <li>□ この場合のサービス提供時間帯とは当該従業者の当該事業所における勤務時間（療養介護、生活介護及び児童デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</li> </ul>

※ 運営基準に関する基準は、厚生労働省令等を参照してください。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(H18.9.29厚生労働省令第171号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(H18.12.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

# 常勤換算について

## 常勤換算の計算法

○「常勤換算方法で2.5人以上」必要な場合

算定にあたっては、従業員の勤務延べ時間数を、当該法人の常勤の従業員が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除し、小数点第2位以下を切り捨てること。

例えば、常勤週40時間勤務の事業者の場合で

従業員Aさん	週30時間勤務	} 勤務延べ時間135時間/週の場合
従業員Bさん	週25時間勤務	
従業員Cさん	週30時間勤務	
従業員Dさん	週40時間勤務	

$$125時間 \div 40時間 = 3.125$$

(小数点第2位以下切捨) → 3.1人

## 申請書の付表への入力法

必要人員等について申請書の付表に記載する際には、

例えば、常勤従業員週40時間勤務の事業者の場合で

従業員Aさん	週30時間勤務	常勤、兼務
従業員Bさん	週25時間勤務	非常勤、兼務
従業員Cさん	週30時間勤務	非常勤、専従
従業員Dさん	週40時間勤務	常勤、専従

Aさんは週40時間勤務する常勤職員だが、他の事業所の職務に週10時間従事している。

勤務延べ時間125時間/週の場合

$$常勤換算後の員数は 125時間 \div 40時間 = 3.125人$$

(小数点第2位以下切捨) → 3.1人

(付表1)

従業員の種類・員数	(単位：人)		居宅介護事業従業者		その他の従業者	
			専従	兼務	専従	兼務
	従業員数	常勤	1	1		
	非常勤	1	1			
常勤換算後の人数		3.1				
基準上の必要人数						

記載例

障害者自立支援法におけるホームヘルプ系のサービスには

## ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③行動援護

の3つがあります。

### ①居宅介護

#### サービスの内容

障害者（児）に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

居宅介護の内容は以下の通り区分され、それぞれ算定できる単位数が異なります。

- ・ 身体介護 …身体介護を中心に行う場合
- ・ 家事援助 …家事援助を中心に行う場合
- ・ 通院介助（身体介護を伴う場合）…通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合で身体介護を伴う場合
- ・ 通院介助（身体介護を伴わない場合）…通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合で身体介護を伴わない場合
- ・ 通院等乗降介助…ヘルパーが自ら自動車を運転し通院等を支援する場合

#### 対象者

- ・ 障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
- ・ 通院介助（身体介護を伴う場合）の対象者は、障害程度区分が区分2以上で、歩行、移乗などに介助を要する状態の者

### ②重度訪問介護

#### サービスの内容

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### 対象者

- ・ 障害程度区分が区分4以上であって、二肢以上に麻痺があり、歩行・移乗・排せつに介助を要する状態の者

### ③行動援護

#### サービスの内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。

#### 対象者

障害程度区分が区分3以上であって、障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点が10点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

# 居宅介護の指定基準

## 1 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p>□ 事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。</p> <p>※ 従業者・・・指定居宅介護の提供にあたる者として厚生労働大臣に定める者</p> <p>※ 勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（登録従業者）の勤務延時間数の算定</p> <table border="1" data-bbox="464 465 1374 678"> <tr> <td data-bbox="464 465 762 546">登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所</td> <td data-bbox="762 465 1374 546">当該事業所の登録従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう）とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 546 762 678">登録従業者によるサービス提供の実績がない事業所（実績が極めて短期の事業所を含む）</td> <td data-bbox="762 546 1374 678">当該事業所の登録従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延数に算入する。（この場合の勤務表上の勤務時間数はサービス提供の実態に即したものであることに留意）</td> </tr> </table>	登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所	当該事業所の登録従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう）とする。	登録従業者によるサービス提供の実績がない事業所（実績が極めて短期の事業所を含む）	当該事業所の登録従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延数に算入する。（この場合の勤務表上の勤務時間数はサービス提供の実態に即したものであることに留意）
登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所	当該事業所の登録従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう）とする。				
登録従業者によるサービス提供の実績がない事業所（実績が極めて短期の事業所を含む）	当該事業所の登録従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延数に算入する。（この場合の勤務表上の勤務時間数はサービス提供の実態に即したものであることに留意）				
<p>② サービス提供責任者</p>	<p>□ 事業所ごとに配置すること。</p> <p>□ 常勤の従事者であって、専ら指定居宅介護の職務に従事するものであること。</p> <p>□ 事業の規模に応じて1人以上配置すること。</p> <p>※ 管理者との兼務は可</p> <p>※ 事業の規模</p> <p>イ 指定に係る事業所の月間延サービス提供時間（待機時間、移動時間を除く）が450時間又はその端数を越えるごとに1名以上配置すること。</p> <p>□ 指定に係る事業所の従業者が10人又はその端数を越えるごとに1名以上配置すること</p> <p>※事業の規模がイ、□のどちらの要件にも該当する場合は追加配置が必要になるので注意すること</p> <p>（算出例）</p> <table border="1" data-bbox="491 1070 1374 1167"> <tr> <td>常勤職員 4人 計320時間</td> <td rowspan="2">} 計520時間であるが従業者は10人であるので上記□により必要数は1人</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員 6人 計200時間</td> </tr> </table>	常勤職員 4人 計320時間	} 計520時間であるが従業者は10人であるので上記□により必要数は1人	非常勤職員 6人 計200時間	
常勤職員 4人 計320時間	} 計520時間であるが従業者は10人であるので上記□により必要数は1人				
非常勤職員 6人 計200時間					
<p>③ 管理者</p>	<p>□ 事業所ごとに配置すること。</p> <p>□ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。</p> <p>□ ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>※ 管理上支障がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所の居宅介護員等として職務に従事する場合</li> <li>・同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員として従事する場合などは管理業務に支障があると考えられる（但し、施設における勤務時間が極端に限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合がある）</li> </ul> <p>□ 事業所ごとに配置すること。</p> <p>□ 常勤の従事者であって、専ら指定居宅介護の職務に従事するものであること。</p> <p>□ 事業の規模に応じて1人以上配置すること。</p>				
<p>④ 介護保険の指定訪問介護事業者が指定を受ける場合の人員の特例要件</p>	<p>□ 介護保険法による指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所が、障害者自立支援法による指定居宅介護の事業を行う場合は、当該介護保険上の指定を受けていることをもって、障害者自立支援法上の指定基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</p>				

<p>⑤ 居宅介護事業者が、指定重度訪問介護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 従業者（ホームヘルパー） 事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者及び指定行動援護事業者の3つの指定を受ける場合も同様とする。） ※ただし行動援護の指定を受ける場合は行動援護の従業者の資格要件を満たす従業者の員数が、一の行動援護事業所に置くべき従業者の員数分必要となる。</li> <li>□ サービス提供責任者 事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者及び指定行動援護事業者の3つの指定を受ける場合も同様とする。） ※ただし行動援護の指定を受ける場合は行動援護のサービス提供責任者の資格要件を満たす必要がある。</li> <li>□ 管理者 管理者が、指定重度訪問介護所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者及び指定行動援護事業者の3つの指定を受ける場合も同様とする。）</li> <li>□ これらの取り扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護又は指定重度訪問介護を併せて行う場合も同様とする。</li> </ul>
---	--

## 2 設備に関する基準

<p>① 設備及び備品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 ※必要な広さ、専用の区画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない</li> <li>・ なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする</li> <li>・ 事務室又は区画については、利用申込みの受け付け、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。</li> </ul> </li> <li>□ 指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ※必要な設備、備品 <ul style="list-style-type: none"> <li>特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること（但し、他の事業所、施設等同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする）</li> </ul> </li> <li>□ 事務室、区画、設備、備品等は貸与を受けているものであっても差し支えない。</li> </ul>
-----------------	---

## 重度訪問介護の指定基準

(居宅介護の指定基準が準用されています。)

### (1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<input type="checkbox"/> 事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
② サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤の従事者であって、専ら指定重度訪問介護の職務に従事するものであること。 <input type="checkbox"/> 事業の規模に応じて1人以上配置すること。
③ 管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定重度訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### (2) 設備に関する基準

① 設備及び備品	<input type="checkbox"/> 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 <input type="checkbox"/> 指定重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
----------	--

### (3) その他

指定居宅介護事業所の重度訪問介護の指定に関する特例	<input type="checkbox"/> 指定居宅介護の事業者であって、指定重度訪問介護の指定基準を満たすものについては、指定重度訪問介護の指定を受けたものとする。 (障害者自立支援法施行規則第34条の7)
---------------------------	--

## 行動援護の指定基準

(居宅介護の指定基準が準用されています。)

### (1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<input type="checkbox"/> 事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。 (行動援護の従業者は一定の実務経験を有する者である必要があります。詳しくは別紙「居宅介護等の提供者として厚生労働大臣が定める者」をご覧ください)
② サービス提供責任者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 常勤の従事者であって、専ら指定行動援護の職務に従事するものであること。 <input type="checkbox"/> 事業の規模に応じて1人以上配置すること。 (行動援護のサービス提供責任者は一定の実務経験を有する者である必要があります。詳しくはP8をご覧ください。)
③ 管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定行動援護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定行動援護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### (2) 設備に関する基準

① 設備及び備品	<input type="checkbox"/> 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 <input type="checkbox"/> 指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
----------	--

## 従業者の資格要件

Q 1 : 居宅介護事業所の従業者（ホームヘルパー）の資格要件を教えてください。

A 1 : 居宅介護事業所の従業者の資格要件は、厚生労働省の告示（H18.9.29厚生労働省令告示第523号、第538号、第548号）で規定されており、その概要は以下のとおりです。

- ・ 介護福祉士
- ・ 居宅介護従業者養成研修（3級課程を除く）の修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程（3級課程に相当するものを除く）を修了した者または現に受講中の者
- ・ 介護保険法において訪問介護員として認められる者で3級訪問介護員以外の者

（居宅介護従業者養成研修3級課程修了者や3級訪問介護員も居宅介護を行うことはできませんが、報酬が減算されます。）

※ 詳細な内容は別紙をご確認ください。

Q 2 : 居宅介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を教えてください。

A 2 : 居宅介護事業所のサービス提供責任者の資格要件は、厚生労働省の通知（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（H18.12.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により規定されており、その概要は次のとおりです。

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者
- ・ 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者
- ・ 居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了したもので実務経験が3年以上の者
- ・ 介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者

Q 3 : 重度訪問介護事業所の従業者の資格要件を教えてください。

A 3 : 重度訪問介護事業所の従業者の資格要件は、厚生労働省の告示（H18.9.29厚生労働省令告示第523号、第538号、第548号）で規定されており、その概要は以下のとおりです。

- ・ 居宅介護  
居宅介護従業者養成研修もしくはこれに相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者又は現に受講中の者
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修もしくはこれに相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者又は現に受講中の者
- ・ 介護保険法において訪問介護員として認められる者
- ・ 都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者

※ 詳細な内容は別紙をご確認ください。

Q 4 : 重度訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を教えてください。

A 4 : 重度訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件は、厚生労働省の通知（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（H18.12.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により規定されており、その概要は次のとおりです。

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者
- ・ 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者
- ・ 居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了したもので実務経験が3年以上の者
- ・ 介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者
- ・ 従業者のうち相当の知識と経験を有する者（上記に該当する従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合に限る。）

Q 5 : 行動援護事業所の従業者の資格要件を教えてください。

A 5 : 行動援護事業所の従業者の資格要件は、厚生労働省の告示（H18.9.29厚生労働省令告示第523号、第538号、548号）で規定されており、その概要は以下のとおりです。（居宅介護、重度訪問介護と異なり、一定の実務経験が求められます。）

□ 行動援護の従業者の資格要件

- ・ 介護福祉士
- ・ 居宅介護従業者養成研修（3級課程を除く）もしくはこれに相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者又は現に受講中の者
- ・ 行動援護従業者養成研修もしくはこれに相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者又は現に受講中の者
- ・ 介護保険法において訪問介護員として認められる者で3級訪問介護員以外の者

上記のいずれかであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に2年以上従事した経験を有する者

※ 詳細な内容は別紙をご確認ください。

Q 6 : 行動援護事業所のサービス提供責任者の資格要件を教えてください。

A 6 : 行動援護事業所のサービス提供責任者の資格要件は厚生労働省の通知（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（H18.12.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、で規定されており、その概要は以下のとおりです。（居宅介護、重度訪問介護と異なり、一定の実務経験が求められます。）

□ 行動援護のサービス提供責任者の資格要件

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者
- ・ 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者
- ・ 居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了したもので実務経験が3年以上の者
- ・ 介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者
- ・ 行動援護従業者養成研修を修了した者

上記のいずれかであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に5年以上従事した経験を有する者

# 別紙

## 居宅介護等の提供者として厚生労働大臣が定める者

平成18年9月29日厚生労働大臣告示第523号、平成18年9月29日厚生労働大臣告示第538号、平成18年9月29日厚生労働大臣告示第548号

### 居宅介護を提供できる者(居宅介護を提供することができ、所定単位数を算定できる者)

居宅介護 ・身体介護 ・通院介助(身体介護を伴う場合) ・家事援助 ・通院介助(身体介護を伴わない場合) ・通院等乗降介助	・介護福祉士
	・居宅介護従業者養成研修(3級課程を除く)の修了者 ・居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程(3級課程に相当するものを除く)を修了した者または現に受講中の者
	・介護保険法において訪問介護員として認められる者で3級訪問介護員以外の者

#### 身体介護を提供できるが、報酬が減算される者

身体介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護従業者養成研修の3級課程修了者</li> <li>・居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修のうち3級課程に相当する研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> <li>・介護保険法において訪問介護員として認められる者のうち3級訪問介護員である者</li> <li>・都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者</li> </ul>	<p>左記の者が身体介護を提供した場合に算定できるのは所定単位数の <b>100分の70</b>に相当する単位数とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">30%減算</div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護従業者養成研修修了者</li> <li>・重度訪問介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	<p>左記の者が提供した場合に算定できる単位数は以下のとおり (所要時間3時間未満の場合) 重度訪問介護と同様の単位数 (所要時間3時間以上の場合) 550単位に所要時間から計算して所要時間を30分を増すごとに70単位を加算した単位数</p>
減算規定		

#### 通院介助(身体介護を伴う場合)を提供できるが、報酬が減算される者

通院介助 (身体介護を伴う場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護従業者養成研修の3級課程修了者</li> <li>・居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修のうち3級課程に相当する研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> <li>・介護保険法において訪問介護員として認められる者のうち3級訪問介護員である者</li> <li>・都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者</li> <li>・視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	<p>左記の者が通院介助(身体介護を伴う場合)を提供した場合に算定できるのは所定単位数の <b>100分の70</b>に相当する単位数とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">30%減算</div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護従業者養成研修修了者</li> <li>・重度訪問介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	<p>左記の者が提供した場合に算定できる単位数は以下のとおり (所要時間3時間未満の場合) 重度訪問介護と同様の単位数 (所要時間3時間以上の場合) 550単位に所要時間から計算して所要時間を30分を増すごとに70単位を加算した単位数</p>
減算規定		

家事援助を提供できるが、報酬が減算される者

家事援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護従業者養成研修の3級課程修了者</li> <li>・ 居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修のうち3級課程に相当する研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	左記の者が家事援助を提供した場合に算定できるのは所定単位数の100分の90に相当する単位数とする。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修修了者</li> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	
減算規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法において訪問介護員として認められる者のうち3級訪問介護員である者</li> <li>・ 都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者</li> </ul>	10%減算

通院介助(身体介護を伴わない場合)または通院等乗降介助を提供できるが、報酬が減算される者

通院介助 (身体介護を伴わない場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護従業者養成研修の3級課程修了者</li> <li>・ 居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修のうち3級課程に相当する研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	左記の者が通院介助(身体介護を伴わない場合)または通院等乗降介助を提供した場合に算定できるのは所定単位数の100分の90に相当する単位数とする。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修修了者</li> <li>・ 重度訪問介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	
または 乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法において訪問介護員として認められる者のうち3級訪問介護員である者</li> <li>・ 都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者</li> </ul>	10%減算
減算規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者</li> </ul>	

### 重度訪問介護を提供できる者(重度訪問介護を提供することができ、所定単位数を算定できる者)

重度訪問介護	・介護福祉士
	・居宅介護従業者養成研修修了者
	・居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者
	・重度訪問介護従業者養成研修修了者 ※注1
	・重度訪問介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者
	・介護保険法において訪問介護員として認められる者
	・都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者

※注1 基礎研修のみの修了者は重度訪問介護加算対象者に重度訪問介護を提供することができない。

(参考)

重度訪問介護加算対象者

1. 所定単位数が15%加算される者 …… 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者

↓

○ 障害程度区分が区分6(要介護度5程度)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者。  
(状態像の例:筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害、重症心身障害者)

2. 所定単位数が7.5%加算される者 …… 区分6(要介護度5程度)の者で重度障害者等包括支援の利用者像以外の者

### 行動援護を提供できる者(行動援護を提供することができ、所定単位数を算定できる者)

行動援護	・介護福祉士	のいずれかであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上従事した経験を有する者
	・居宅介護従業者養成研修(3級課程を除く)の修了者	
	・居宅介護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程(3級課程に相当するものを除く)を修了した者または現に受講中の者	
	・行動援護従業者養成研修修了者	
	・行動援護従業者養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修課程を修了した者または現に受講中の者	
	・介護保険法において訪問介護員として認められる者で3級訪問介護員以外の者	